明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四八）　一

〔省　令〕

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（**厚生労働**一一二）　一

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**四一一）　二

○日本国に帰化を許可する件（**法務**四一八）　二

○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三〇六）　三

○円借款の供与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三〇七）　三

○カッサラ市給水計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三〇八）　四

○返納を命じた旅券を無効とする件（**同**三〇九）　四

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**一一）　五

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域を定める件（**厚生労働**三一四）　五

○保安林の指定を解除する件（**農林水産**一六七五～一六八〇）　六

○土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更を認可した件（**国土交通**八七三）　六

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**八七四）　八

○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（**同**八七五）　八

○航路標識に関する件（**海上保安庁**一九一～一九三）　八

〔国会事項〕

〔人事異動〕

財務省　二

〔叙位・叙勲〕

〔褒　賞〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　二

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　二

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

登録包括信用購入あっせん業者の営業の廃止関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

会社その他　三

府　令

○内閣府令第四十八号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年九月二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二十号中「第二十九条第一項第二号」を「第二十九条第一項第一号」に、「同項第二号」を「同号」に改め、「業務を行う場合に限る。）」の下に「及び同法第七十一条第一項第一号に掲げる業務を行うものとして同項の承認を受けた者（同号に掲げる業務を行う場合に限る。）」を加える。

第十条第三項第四号ロ中「役職」を「役職名」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令を次のように定める。

平成二十三年九月二日

厚生労働大臣　細川　律夫

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれをも満たす市町村（特別区を含む。以下同じ。）であることとする。